

酒もタバコもコーヒーも、飲まず吸わずに活動中

【月刊発行をめざす、江戸川区議会議員田中けんの政治活動報告書】

月刊

田中けん

区議会「民主・みんな・維新」

弁護士による無料法律相談受付中

もくじ

P1.田中けん集会【百語】・ご案内・お誘い
・ご紹介・集会【百語】報告

P2.取り調べの可視化を求める市民集会
「取調室にシナリオは要らない」に参加して

P3.P2の続き

P4 スモークフリーキャラバンの道中にて・プロフィール

江戸川区では条例によって、歩行喫煙 火のついたタバコを所持することを含む)及びポイ捨てが禁止されています。
路上でタバコを吸うことも条例違反ですので、ご注意ください。



☎総合連絡先：03-3248-0888

田中けん集会 百語

6月 15日 (日) 13:00～
「売れない時代にモノを売る～売れる広告の作り方」
講師：日比野克彦氏 (中小企業診断士)
参加費：1,500円 (飲酒希望者は 3,000円)
場所：田中けん事務所 (詳しくは 4 ページ目に！)
※ 食事付きの集会です。
※ 集会参加希望者は、事前連絡をお願いします。

7月 13日 (日) 11:00～「カラオケ」
参加費：1,000円 (別途飲食は個人負担)
場所：歌広場新小岩店 (TEL:03-5607-0180)
J新小岩駅南口 クッターナビル 階
※ 会場は禁煙ルームではありませんがメンバーは禁煙です。

ご案内

* 墨田川高校ビジネス交流会・同窓会 *

日時：月日 (水) 19: 30～ 21: 00
場所：東駒形 3丁目町会会館 (墨田区東駒形 3-10-7)
参加費：300円
※ 墨田川高校卒業生は、気軽に電話連絡ください。

お誘い

毎月第 4 木曜日 (原則) に鈴木宗男氏が主催する「東京大地塾」にご一緒しませんか。
入場料無料で、とても勉強になります。

ご紹介

・写真集、グラビアに興味ある方 (最近、映像関係者と知り合いになりました)
・宝島社から 2冊共著を出版している関係で、編集者を知っています。何か本を出したいと思っている方は、気軽にご連絡ください。

ひやくがたり

集会【百語】報告

「映画上映会 & 監督の語り」

4月 6日 (日) 13:00～ 17:30
参加者 9名

神田裕司監督作品「TOKYO やんでい」を鑑賞したあと、メイキングを見ながら、神田監督に映画の背景や出演された役者さんのこと、または裏話などを色々とお聞きしました。

「最新国際情勢と日本」

4月 20日 (日) 13:00～ 19:00
参加者 10名

—— 当日話された内容を簡単に紹介します。——
戦後日本は従米外交です。TPPとは日本がぼったくりバーにあっていようなもの。TPPの本質は農業がなく、ISDS条項 (※) にあります。TPPは企業間におけるエゴイズムの戦い。それにも関わらず、アメリカ議会は TPP に対してシラケています。日本のマスコミは、そのような状況を正確に伝えていません。
※ ISDS条項とは、外国企業が損をした場合、国内法ではなく中立的な国際機関で裁判を起こして賠償を求められる制度。日本の場合、日本に進出してきた外国企業の訴えによって、日本独自の商慣行や文化が破壊されていく可能性があります。

田中けんは、3つの市民運動について興味を持ち、集会に参加をしては見識を深め、日常的な政治活動にその知識を生かしています。

- 1 .タバコ問題
- 2 .台湾・外交・防衛問題
- 3 .警察・検察・司法改革



私の政治信条は「民主主義とは、国民が権力をコントロールできる政治システム」を実現することです。この場合の権力とは、ずばり暴力装置すなわち軍隊と警察です。私の独断では、政治家が軍隊と警察について何も語らないということは、国民によるコントロールができないに等しく、政治家が軍隊と警察について、語り続けることこそ、暴力装置に対する国民のコントロールを可能にすることだと、私は信じています。

袴田事件における袴田巖^{はかまだいわお}さんが、2014年3月2日に釈放されました。冤罪を訴えていた元死刑囚が48年ぶりに娑婆^{しゃば}に出てこられたのです。これは明らかに、警察・検察による強引な捜査によるでっち上げ事件です。このような人権無視が、警察検察によって、未だに行われているのが、我が日本の実態なのだと理解してください。

日本の警察・検察の何が問題なのか、それを探るため出席した市民集会のまとめを公開します。私は読者と一緒に、日本の暴力装置の闇の部分について考えていきたいと思っています。

取り調べの可視化を求める市民集会 「取調室にシナリオは要らない」に参加して

2014年 3月 25日

現在、法制審議会特別会委員である周防正行氏^{すお まさゆき}（「それでもボクはやってない」の映画監督）の発言を中心に列挙し、現代日本の司法における問題点について、指摘します。

※ 法制審議会とは、法務省に設置された審議会の一つ。これから新しい刑事司法について話し合う場所。

周防正行氏^{すお まさゆき}

映画を撮影するに当たって、様々な取材をしたわけですが、これまで私が考えていた裁判と実際の裁判が大きく違う。これは多くの人たちも、この様な誤解をしているのではないだろうかということです。たとえば、取り調べにおいて警察が創作した作文である調書ですが、作文であるにも関わらず一言一句にこだわっています。作り物に過ぎない調書を、裁判では証拠のように扱っている。

(右上に続く)

このような裁判を「調書裁判^{ちょうしょさいばん}」というのですが、このような実態を知ってもらいたいと思って映画を作りました。映画を作るに際しては、傍聴回数としては200回以上の裁判を見てきました。「調書裁判^{ちょうしょさいばん}」の問題点は、自分の言葉が人の作った文章によって作り替えられることにあります。おおむね調書が正しければ問題無いとする考え方もあります。それでもなぜ被疑者が言ったことをそのまま調書にしないのか、法務省の役人に問うたところ、「そのまま書いていたら、とても読みにくくなるので警察官が読みやすいように書き直している」と言われました。「あれは親切で作っている。裁判官にわかりやすい文章にしている。一言一句書いていたら、訳がわからない調書になってしまう」そうおっしゃるのです。

映画で脚本＝シナリオを作る場合は、先にあらすじを作るわけですが、取調室では警察官が作ったあらすじに従って、被疑者の話を引き出していくのです。またはそのあらすじに沿った発言だけを記録していくのです。

法制審議会の様子をお伝えします。各会を代表する有識者が参加しています。

裁判官の委員については、取り調べの可視化についてどう考えているのかということですが、裁判官の皆さんの考え方は「市場原理主義」なんだと思います。裁判という市場の原理という意味です。裁判所としては、これからは裏付けのない調書をそのまま信じることはできないという立場です。ですから録音・録画されない調書が証拠として採用されなければ、警察・検察は自然と取り調べにおける録音・録画をするようになるだろうということです。だからこそ、録音・録画を全ての事件に義務づける必要はない。もちろん、全ての事件、全過程を録音・録画されても構わないわけですが。

このような発言を聞いて、僕は「裁判市場原理主義」と勝手に名づけたわけです。

現状でも随分変わってきているのだから、このままにしておけば自然と良い方向に変わっていきますとおっしゃるのです。もう後戻りはできないのですから、取り調べの録音・録画についても試行という形で行われていて、調書が怪しいものだということも裁判所は既にわかっています。ですから、裁判官だって調書を丸ごと信じるなんて事はないですよ。

重大事件で、調書が録音・録画がない場合、本当にその調書を証拠採用しないなんてことができるのだろうか。できないのではなかろうか。だからこそ法律できちっと決めて、録音・録画を義務づけることが必要。それが無いときは罰則規定がないとダメだ。現場判断では決して良くならない。

検察側としては、このような審議会を作るきっかけとなった村木事件（＝障害者郵便制度悪用事件）における被告人的立場にありましたから、警察ほど強く抵抗はしてこなかった。

(3ページへ)

やはり 強く取り調べの可視化に抵抗しているのは警察。警察関係者がいう組織犯罪や性的犯罪の二つの大きな犯罪をもって、全ての犯罪を取り締まる基準とするのはおかしい。確かにこの様な犯罪については、真剣に考えなくてはいけないのだが、だからと言って、全事件を録音・録画する弊害があるという理由にはならない。

あと警察の方がよく言うのは、「物理的に全事件を録音・録画するのは無理だ」。そのような取調室を用意して、機材や人材を用意することはできない。

だから私は裁判員裁判事件から録音・録画をする。ここだけは始めてくださいよといいます。そして近い将来、体制が整ったら全事件の録音・録画をすればいいと。

警察としては、録音・録画を認めてしまっは、今まで自分たちが行ってきた取り調べのマニュアルが全く使えなくなる。全く新しい取り調べの方法を考えなければいけない大変さを嫌がっている。

昨今の冤罪事件などを受けて、警察は自分たちの取り調べのやり方に問題があると、批判的に考えているのではなかろうかと思っていたわけですが、この会で話す限りでは、警察は全く反省していません。これがよくわかった。録音・録画しても、良いことなど一つも無いという警察関係者もいた。

それならば最後まで反対しろよと、私はいいたい。それなのに、こことここは録画してとか、一部録画に好意的なことを言い始めているのです。これは、反省はしていなくても、自分たちの捜査のあり方に批判が集中している事実があることを知っているからだと思う。警察はもっと真摯に自分たちの取り調べのあり方について検証してほしいと思う。パソコン遠隔操作事件において二人の方が、嘘の自白をして動機まで調書に書かされたということがありましたが、あれについて警察関係者の言い分は、「嘘の自白に騙されてしまった。（会場から笑い）嘘の自白に騙されないような捜査をしなければいけない。嘘の自白を見抜けるようにしなければいけない」と反省している。その発言を聞いたときには、やはりこの人達は、「自分たちの捜査に間違いは無い」と言い続ける人たちだと知って、愕然としました。既に可視化を実施している外国もあるわけですが、これについて警察関係者の言い分は、「どうして世界で 治安が良い日本が、治安の悪い諸外国の取り調べを見習わなければいけないのか」とおっしゃっています。学者の中には、日本と外国では法制度自体が違うのだから、一概に日本と比べるわけにはいかない。日本の実情に合った形で考えるべきとの意見もある。

取り調べの可視化の対象は、何も被疑者だけではない。参考人の時も本来、可視化すべきです。これは警察が言っていることなのですが、参考人と言っても、レベルがあります。

(右上に続く)

現場での聞き込みや、ドア越しに話を聞いたりすることもあります。そこまで録音・録画するのかと言いつ抜けです。

私が意見書の中で具体的に書かせてもらったのは、“二号書面”という参考人の供述を公判において証拠として採用する可能性がある書類については、その取り調べの過程の任意性をハッキリさせるためにも、録音・録画は必要と書きました。

あともう一つ僕が危惧しているのは、被疑者だけの録音・録画が義務づけられたとしたら、「逮捕する前に調べてしまえ」ということになります。今でも行われていますが、参考人で警察まで引っ張ってきて、ガンガン攻めておいて、目処が立ったところで逮捕して、そこから調べるということが一般化しないだろうかということです。被疑者で録音・録画をしなければいけないのならば、参考人で引っ張ってくればいいと警察が考えるようになると予想されます。だからこそ、参考人の段階から、取り調べの録音・録画はすべきだと考えています。

「マイクとカメラを突きつけたら、誰が本当のことを言いますか」と警察は言いますが、このような発言が出ること自体、警察は録音・録画に消極的だと言うことがわかります。今後、取調室では録音・録画が当たり前になれば、少なくとも被疑者は「そんなものか」と理解して、普通に話せると思います。ドキュメンタリーを撮ったりするとわかるのですが、撮られている側は、最初こそカメラを意識しますが、その内に撮られていること自体を忘れてたりするのですね。人間って、その場に慣れるわけです。

警察にとっては、被疑者が話しにくくなるのではなく、自分たちが話しにくくなるから反対していると思います。警察の本音を翻訳して言えば、「誰がカメラの前で、取り調べなんかできるのですか。そのような中で取り調べたくない」という警察の都合優先なんです。

今の問題は取り調べの録音・録画なのですが、実際の録音・録画では、カメラのポジションなども問題になってくるわけです。香港での取り調べの画像を見たのですが、だいたいは取調官の後から撮って、被疑者の顔のアップが写っていました。なぜ取調官の顔に向いているカメラは無いのか。それがあって始めて、取調室の状況が公平に録音・録画されていることになるのだと思います。ですから、この先の問題としては、録音・録画が実施されるようになれば、そのカメラポジションについても検証していきたいと思っています。



かのや 鹿屋航空基地史料館から しぶし 志布志へ



九州・山口スモークフリーキャラバンの活動で、鹿児島から宮崎に向かう途中、鹿屋航空基地史料館に立ち寄りました。展示してあった旭日旗を見ながら、日本の国土を守る必然性をヒシヒシと感じました。

以下、日本の防衛について、私なりの考えです。

- ・集団的自衛権に、消極的賛成。
- ・憲法 9条の改憲に、消極的賛成。
- ・日本の武器輸出に、積極的賛成。
- ・尖閣諸島には、公務員を常駐させるべし。
- ・竹島は奪還すべし。
- ・500km級の短距離弾道ミサイルを九州に配備すべし。

台湾が支那から侵略されることを想定して、米国同様の「台湾関係法」を日本でも制定して、日本は台湾を守るべきです。



同じく、鹿児島から宮崎に向かう途中で志布志に立ち寄りました。志布志と言えば志布志事件が有名です。これは鹿児島県警によるでっち上げにより、多くの人たちが逮捕された事件です。私は警察被害を受けた中山信一元鹿児島県議会議員とそこご家族からお話をうかがいました。

警察による違法捜査によって、中山氏は13ヶ月、奥様は9ヶ月もの間、勾留されました。このような違法捜査、人権無視の長期勾留をした警察官に対して、私は大いに怒りを覚えます。

私はこれからも、禁煙運動や国防問題同様に、司法改革についても発言を続けていきます。とりわけ警察の取り調べの可視化は「待ったなし」の状態です。



広い小中学校の実現 シンプル=小さな政府 特定秘密保護法に反対

江戸川区議会議員



田中 けん

www.t-ken.jp

☎ 03-3248-0888
(平日 9～18時)

🏠 自宅事務所 : 〒132-0021 江戸川区中央 4-25-14
(数地内奥、白いプレハブ)

＊ プロフィール ＊

松江三中卒、墨田川高校卒、千葉大学教育学部卒
 1995年 江戸川区議選 (278票・41位) 当選
 1999年 同選挙 (428票・16位) 当選
 2001年 東京都議選 (1239票・8位) 落選
 2003年 江戸川区議選 (410票・15位) 当選
 2007年 同選挙 (388票・25位) 当選
 2011年 同選挙 (3280票・41位) 当選
 著作(共著)「外国人参政権」で日本がなくなる日 宝島社 2010年
 100人がしゃべり倒す! 「魔法少女まどか☆マギカ」 宝島社 2011年

区議会日台親善議員連盟会長・禁煙地方議連代表幹事・ホームヘルパー 2 級